

プレスリリース

反捕鯨団体シーシェパードによる妨害活動（第7報）

平成 23 年 2 月 4 日
財団法人日本鯨類研究所

本日午前 7 時 10 分頃（日本時間）から、第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPAII）船団に属する第三勇新丸（YS3）は反捕鯨団体シーシェパード（SS）所属の妨害船ボブ・バーカー号（BB 号）およびゴジラ号（G 号）による妨害を受けている。

YS3 は同 9 時 28 分、救難信号（メーデー）を発信した。同 10 時現在、YS3 に対する妨害活動が継続している。

YS3 に対して活動家のランチャーによる着色弾多数、ゴムパチンコによる酪酸瓶多数の投てきがあった。多数の着色弾、酪酸瓶が YS3 に着弾。

BB 号と G 号からは YS3 進路上にロープの投入があり、9 時 10 分頃、YS3 のプロペラにロープがからまり、航行速度が低下している。YS3 は妨害船の攻撃を避けるため避航努力をしているが、妨害船 2 隻とゴムボートに追跡されている。

妨害を受けている間、YS3 は BB 号および G 号活動家に対して警告放送を行うとともに、無用の接近・妨害活動を思いとどまらせるために警告放水を行った。

日本が実施している JARPAII は国際捕鯨取締条約に基づくものであり、完全に合法的な調査活動である。SS が行っている妨害活動は調査捕鯨に従事する我が国の船舶および乗組員の生命・財産を脅かすものであり、このような危険極まりのない行為は許されるべきものではない。さらに、YS3 が救難信号を発信した後も SS が執拗に妨害活動を継続していることは、海上航行の秩序と人道に著しく反する。SS は調査船に対する妨害活動を直ちに停止しなければならない。

当研究所は、再三にわたる IWC 加盟国の一致した非難と自制の要求を無視し、今次の JARPAII 調査船団に対しても危険な妨害を行う暴挙に出た SS を強く非難する。また BB 号の旗国であるオランダ、G 号の暫定的な旗国で右妨害船に母港を提供しているオーストラリアをはじめ、関係国に対しては、利用可能なあらゆる手段を講じ、SS の暴力行為の抑止を図り、その犯罪行為に対しては厳正に対処することを強く要望する。

（以上）